別表第十四（第八十六条の十関係）（平21防省令13・追加、平30防省令２・令元防省令４・一部改正）

文書番号
発簡年月日

（都道府県知事）　殿

（防衛大臣／陸上総隊司令官等）　印

公用令書交付前通知書

防衛出動時の物資の収用等に関し、次のとおり自ら行うこととしたので、

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第１項ただし書／第103条第３項においてその例によるとされている同条第１項ただし書の規定／第103条第４項においてその例によるとされている同条第１項ただし書の規定に基づき、通知する。

事由	□　処分要請書（文書番号。発簡番号）により要請したが、事態に照らし緊急を要するため。 なお、本通知をもって、当該処分要請書による要請は取り消すこととする。 □　その他、事態に照らし緊急を要するため。（具体的には、　　）
種類	
数量	
範囲	
場所	
内容	
期間	
期日	
連絡先	
備考	

備考：用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏　面）

注意事項

1　「事由」の欄には、欄中の該当するものにチェックを入れ、必要に応じ、具体的に記載する。

2　「種類」の欄には、「施設の管理」については、「病院」、「診療所」、「自動車整備工場」、「造船所（ドック又は引揚船台に限る。）」、「港湾施設（係留施設及びこれに付帯する荷さばき施設に限る。）」、「航空機又は航空機用機器を整備するための施設（飛行場にあるもの又は飛行場に隣接するものに限る。）」又は「自動車、船舶又は航空機に給油するための施設」のいずれかの該当するものを、「土地、家屋、物資の使用」については、土地、家屋又は物資が特定できるような事項を、「物資の収用」又は「取扱物資の保管」については、物資が特定できるような事項を、「立木等の移転・処分」については、立木等が特定できるような事項を記載する。

3　「数量」の欄には、「施設の管理」については、施設の数量などを示す場合には、具体的な施設の種類と数量（例えば、「ガソリンスタンドを　（数量）」、「自動車整備工場を　（数量）」）を、「物資の使用、保管又は収用」については、使用、保管又は収用する物資の個数、重量等を、「立木等の移転・処分」については移転又は処分する個数、重量等を記載する。

4　「範囲」の欄には、「施設の管理」については、施設の特定の箇所を示す場合には、具体的な施設の名称及び管理する箇所（例えば、「　　病院の　　棟全部／　　棟　　階から　　階まで」）を、「土地、家屋の使用」については、土地、家屋の特定の箇所を示す場合には、具体的な使用する箇所（例えば、「　　番地　　号から　　号まで」、「　　倉庫の全部／　　階」）を、土地、家屋の広さなどを示す場合には、具体的な土地、家屋の種類と広さ（例えば、「広さ　　ヘクタールの更地」）を記載する。

5　「場所」の欄には、住所及び対象が明確になる又は特定できるような事項を記載する。
　なお、当該場所は、自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内に限る。

6　「内容」の欄には、「施設の管理」、「土地、家屋、物資の使用」、「取扱物資の保管」、「物資の収用」、「立木等の移転・処分」又は「家屋の形状変更」のいずれの処分であるかについて、及びその処分の具体的な内容について明確になるように記載する。

7　「期間」の欄には、処分の開始及び終了の期日（終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、開始から一定の期間後の特定した日）を記載する。

8　「期日」の欄には、物資の収用を行う期日を記載する。

9　「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

10　該当がない欄は、空欄とし、又は斜線を引く。

注：1　土地とは、民法（明治29年法律第89号）第242条本文の適用を受けた土地の従物、雑木、排水溝、石垣等土地の構成部分と考えられるものを含む。

　立木等とは、立木、民法第242条ただし書によって独立の所有権の客体と認められたものであって、第三者が所有権を取得した採取期の果実、土地に定着した機械・設備等、土地とは独立の物件と認められるものを指す。

2　「家屋の形状変更」とは、原状を回復し得る範囲内で家屋の現にある状態を変化させることであり、例えば、当該家屋の窓、戸、壁、屋

根や二階部分等に変更（除去を含む。）を加える場合を指す。原状回復ができないような変更とは、従来用いた目的に供することを著しく困難にする場合などがある。

3　自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する施設、土地、家屋、物資、立木等について処分が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整する。